

使ってみよう！

花見川区

排水栓消火活動用 資機材の貸出し事業について H30

消防車の到着が見込めないような大規模災害時に、自主防災組織の皆さまが、水道管のメンテナンス用マンホールである「排水栓」から、直接放水・初期消火を実施していただくことができます。

(主な利用条件)

- ・消火活動に必要な資機材を備えること
- ・年に1回以上、消防の立会・指導の下、訓練を実施すること

排水栓
(道路上のマンホールです)



資機材を買うほどの価値があるの？

訓練ってどんなことをするの？

そこで・・・



資機材の貸出し事業を開始します。(裏面の手続きフローもごらんください)

対象：花見川区内の自主防災組織（各組織1回）

貸出期間：1週間（木～火曜日） 訓練実施の45日前までに申し込み、先着順

訓練実施日は、原則土日进行想定していますが、祝日等に実施する場合は、空き状況により貸出可能です。

訓練実施日の30日前までに、消防署への届出が必要です。

区からの貸出しが可能でも、消防署で対応できないこともあります。

貸出規定：花見川区排水栓を活用した初期消火活動のための資機材貸出要領による。

排水栓資機材セット



訓練の様子

- ・貝塚町会防災会
- ・さつきが丘二丁目町会防災会

資機材貸出手続きのフロー

手続きには日数を要しますので、できるだけ余裕を持って、手続きいただけますようお願いいたします。

